

京都府鴨川条例（仮称）の骨子

1 条例制定の背景及び目的

鴨川は、1200年にわたる京都の歴史において、人々の生活と密接に関わり、広く親しまれながら、世界に誇る京の文化と芸術を育んできた河川です。

現在の鴨川は、合流する高野川とともに、大都市にあって良好な水質を保ち、美しい自然や景観に恵まれ、人々に愛され、憩いの場として利用されています。その反面、局地的集中豪雨が頻発傾向にある中での治水対策、上流域における河川環境の保全のあり方、更には河川周辺の工作物による景観の阻害、放置自転車やマナー低下による迷惑行為への対策など、様々な今日的課題も発生しています。

府民共有の貴重な財産である鴨川及び高野川について、その河川環境を、京都市と連携し府民、事業者と協働して、安心・安全で良好かつ快適なものとして整備、保全し、次の世代に引き継ぐことを目的として、本条例を制定します。

2 基本理念

鴨川及び高野川（以下、総称して「鴨川等」と言います。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全は、次の事項を基本理念として行うものとし、

鴨川等の歴史的文化的価値を理解し、継承すること。

鴨川等は人家の近接する河川敷が多くの人々に利用されていることから、利用者及び近隣住民への配慮に基づいた適正な利用調整を行うこと。

府民参画を推進すること。

土地利用、景観といった自然的社会的環境の特性との調和を図ること。

（ 鴨 川…京都市北区雲ヶ畑中畑町を起点、桂川合流点を終点とする一級河川
高野川…京都市左京区大原を起点、鴨川合流点を終点とする一級河川 ）

3 関係者の責務

府の責務

府は、基本理念にのっとり、鴨川等の総合的治水対策、良好な河川環境の保全、適正な利用の確保のため、必要な措置を講じるものとします。

必要な施策の推進に当たっては、京都市と連携するとともに、府民及び事業者と協働するものとします。

府民及び事業者の責務

府民及び事業者は、水害等に対する防災意識の向上に努めるとともに、良好な河川環境の保全に自ら取り組むものとします。

府の施策に協力するものとします。

鴨川等の利用者の責務

鴨川等の利用者は、河川の持つ危険性を十分認識するとともに、他の利用者の快適な利用及び近隣住民の平穏な生活を阻害することのないよう努めるものとします。

府の施策に協力するものとします。

4 安心・安全の確保

総合的治水対策の推進

府は、鴨川等における洪水等による災害の発生を防止し、及び被害を軽減するため、次に掲げる施策を講じ、又は京都市との連携の下で促進するよう努めるものとします。

- 鴨川流域の森林の適切な管理への支援
- 鴨川流域の保水・遊水機能の保全と向上
- 河川の適切な維持管理及び計画的な改修
- 防災情報の的確な提供と啓発活動

森林の所有者等は森林の保水機能を保全し、洪水時の樹木の流出を防止するため、森林を適切に保全するよう努めなければならないものとします。

5 良好な河川環境の保全

鴨川環境保全区域

区域の指定

知事は、鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を、鴨川環境保全区域として指定することができるものとします。

指定範囲：鴨川の起点から鞍馬川合流点までの区間について検討

行為の規制

鴨川環境保全区域における次の行為について、必要な規制を設けることとします。

- ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・工作物の新築又は改築

良好な景観の形成

工作物設置者の責務等

- ・府は、鴨川等において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとします。
- ・鴨川等において河川法の許可を受けて工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならないものとします。

鴨川納涼床に係る審査基準

知事は、鴨川納涼床に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して、別に定めるものとします。

鴨川等に面する土地における景観配慮

府は、鴨川等のうち知事が別に定める区域に面する土地に、工作物を設置しようとする者に対し、当該工作物が鴨川等から望む良好な景観の形成を阻害しないように配慮するよう要請することができるものとします。

対象区域：人家が河川区域に隣接している区間を指定する方向で検討

景観阻害要因となる工作物の例：エアコンの室外機、物干し台、看板等

6 快適な利用の確保

自動車等の乗入れの禁止

鴨川等の一定区域において、利用者の安全かつ快適な利用を確保するために、自動車等の乗入れを禁止します。

乗入れ禁止車両

自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車。自動二輪車を含む。）

原動機付自転車（同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車）

【自転車は、禁止対象外です。】

乗入れ禁止区域は、鴨川等のうち散策路として整備され、多くの人々の憩いの場として利用されている区域を定めます。

自転車等の放置の禁止等

鴨川等の一定区域において、自転車等を放置してはならないこととします。

放置禁止車両

自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車）

原動機付自転車（同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車）

放置禁止区域は、別に定めます。

知事は、放置自転車に対して必要な措置を講じるものとします。

打上げ花火等の禁止

鴨川等の一定区域において、近隣住民の平穏な生活と河川の快適な利用を著しく阻害している打上げ花火等を禁止します。

禁止する花火の種類

爆発音の出るもの、打ち上げるもの、飛翔するもの、回転するもの、走行するもの

手に持つもの、地上に置く台付きの噴火するもの、へび玉等については、禁止対象外です。（火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ、ト及びチ該当）

禁止区域は、人家と隣接し、かつ多くの人々の憩いの場として利用されている区域を指定します。

落書きの禁止

鴨川等に設置されている工作物に、みだりに、容易に消去できない方法で、文字、図形、模様その他の図画を書くこと（落書き）を禁止します。

バーベキュー等の禁止

鴨川等の一定区域において、火気を用いて食品を焼く行為（バーベキュー等）を禁止します。

禁止区域は、周辺人家と近接し、大人数が集まってバーベキュー等が行われている区域を指定します。

7 府民協働の推進

鴨川府民会議（仮称）

安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全に係る事項について意見交換等を行うための組織として、鴨川府民会議（仮称）を置くものとします。

鴨川四季の日

府は、府民及び事業者の自主的、自律的な活動を促進する契機とするため、鴨川四季の日を設けることとします。

府は、府民、事業者、京都市その他鴨川等とかかわる者と連携して、鴨川等の歴史と文化への理解を深め、河川愛護意識を醸成し、鴨川等の魅力を全国に発信する取組等を推進することとします。

府民活動の推進

府は、府民、事業者その他鴨川等とかかわる者が行う、美化活動をはじめとした自主的、自律的な河川環境の保全に関する取組を促進するために、必要な支援措置を講じるものとします。

8 条例の見直し

知事は、鴨川府民会議（仮称）における検討結果等を踏まえ、適宜条例の見直しを行うものとします。

9 罰則

罰則の対象者を以下のとおりとし、罰則の程度は類似の他条例等を参考に検討することとします。

- ・ 鴨川環境保全区域における規制に違反した者
- ・ 自動車等の乗入れの禁止の規定に違反した者
- ・ 打上げ花火等の禁止の規定に違反した者
- ・ 落書きの禁止の規定に違反した者
- ・ バーベキュー等の禁止の規定に違反した者